

筑後市新婚世帯家賃支援事業

この支援事業は、若年層の筑後市への定住を促進し、安心して子供を産み育てられる地域社会形成の手助けとして、市内の賃貸住宅に入居する新婚世帯に家賃の一部を支給するものです。



<p>受給資格 (対象者)</p>	<p>次の条件の全てに該当する必要があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 婚姻の届出日から1年以内の夫婦。(再婚を含む) ② 認定申請日において、夫婦の年齢の合計が80歳未満であること。 ③ 月額4万4千円以上(共益費、駐車場使用料等は除く)の家賃を支払っている賃貸借契約の名義人であること。(ただし、市営住宅、県営住宅、雇用促進住宅、社宅、3親等以内の親族が所有する住宅、契約が1年未満の短期賃貸住宅、居住部分が50%未満の併用住宅などは除く。) ④ 家賃を滞納していない人。 ⑤ 生活保護や公的制度による家賃補助、及び、夫婦のいずれもが過去にこの奨励金の支給を受けていないこと。 ⑥ 給付申請日において、筑後市の住民基本台帳に記録されている人。 ⑦ 夫婦ともに賃貸住宅に3年を超えて定住する意思を持って入居していること。 ⑧ 同一世帯者の全員が、市税(市民税、固定資産税、軽自動車税)、国民健康保険税を滞納していないこと。 ⑨ 暴力団員及び暴力団関係者ではないこと。
<p>給付額等</p>	<p>家賃から住宅手当等と4万4千円を差し引いた額(千円未満切り捨て)で、月額1万円を上限とし、最長36カ月間支給する。(年度ごとに一括して支給)</p>
<p>提出書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 筑後市新婚世帯家賃支援奨励金認定(変更)申請書(様式第1号) ・ 筑後市新婚世帯家賃支援奨励金認定申請者調書(様式第2号) ・ 住宅手当支給証明書(様式第3号)(給与所得のある夫婦及び他の世帯員全員のもの) ・ 定住誓約書(様式第5号) ・ 賃貸住宅の賃貸借契約書の写し ・ 夫婦であることのわかる戸籍謄本(発行日から1か月以内のもの。コピー不可。) ・ 筑後市が発行する「世帯全員の税の滞納のない証明書」(税務課) (発行日から1か月以内のもの。コピー不可。) <p>※併用住宅の場合は、賃貸住宅の居住の用に供する部分の面積が分かる図面及び計算書を添付。 ※賃貸借契約書で家賃の内訳が不明確な場合は、家賃内訳証明書(様式第4号)を添付。</p>
<p>申請期間</p>	<p>婚姻の届出日から1年以内</p>
<p>申請から給付までの流れ</p>	
<p>注意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算の関係上、早期に受付を終了する場合があります。状況は事前にご確認ください。 ・ 各種証明書について、発行に係る手数料は申請者でご負担ください。 ・ 補助金などの給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。
<p>申込先 問合せ先</p>	<p>〒833-8601 福岡県筑後市大字山ノ井 898 筑後市役所 総務部 企画調整課 地方創生担当 Tel.0942-53-4245 (直通) FAX 0942-52-5928</p>